

会 議 録

件 名	令和５年度 第４回丹波市選挙管理委員会		
日 時	令和６年３月１日（金） 午後１時２０分～午後２時３０分	場 所	丹波市役所２階 中会議室
出席者	矢本正巳委員長、中西邦雄委員長職務代理者、芦田孝紀委員、足立祥子委員 荒木書記長、吉住書記次長、黒田書記、大南書記		
1 開 会 書記長 2 委員長あいさつ 矢本委員長 3 協議事項 ○議案第12号 令和６年３月定時登録における選挙人名簿に登録及び選挙人名簿から抹消する者について 《異議なく原案のとおり決定》 ○議案第13号 選挙権を有する者の50分の１、３分の１の数について 《異議なく原案のとおり決定》 ○議案第14号 令和６年執行丹波市長・丹波市議会議員選挙の日程等について 《異議なく原案のとおり決定》 4 そ の 他 (1) 令和６年執行丹波市長・丹波市議会議員選挙日程の記者発表（資料提供）について 《質疑なし》 (2) 令和５年６月議会の一般質問で言及した投票支援カード等の導入検討について ○委員長 様々な方が来られるため、投票支援カードやコミュニケーションボードは必要だと思う。導入にあたっては、記入してもらうスペースや手に取ってもらいやすいように対応をお願いしたい。また、選挙広報等を通じての周知（投票支援カード等を使用する必要のない方は、そのまま受付に進んでもらえればよいといったことも併せて）やどれくらい使われたのかの確認もお願いしたい。 ○書記長 導入自治体に運用面の聞取りも行い、より良い運用ができるように考えていきたい。 (3) 令和６年２月９日の総務文教常任委員会（閉会中の継続審査（調査））での投票所のあり方に関する事項について ○書記長 高校の近くの住民センター等が期日前投票所になっているので、主権者教育			

の観点からも学校の先生から啓発をお願いしたい。

○委員長 高校の先生に、期日前投票所の設置期間等についてのチラシを配ることはお願いできると思う。

また、高校で期日前投票所を設置することは、ネット配線の関係からも難しい。現在、ショッピングセンターでの期日前投票所の設置を検討しているので、親と買い物中に投票することも可能になる。

(4) 明るい選挙啓発ポスターの募集依頼について(第3回選挙管理委員会での提案に対する回答)

○委員長 ポスターを描いてもらうにあたって、題材を与えたり、過去の受賞作品を付ければ描きやすくなると思う。

○書記長 応募作品が同じようなものに寄ってしまう可能性がある。

○書記 明推協の募集チラシには作成のポイントや過去の受賞作品も掲載されている。

○委員長 直近2年はポスターの応募がないので、出してもらえる体制を作らないといけない。

○書記長 学校側には、たくさんのポスター募集依頼が届いている。

○委員長 だからこそ、5月の校長会に出向いて早めの周知を行い、賞のことも具体的にお知らせしていくようにしては。

○書記長 賞のことも含めた周知は行っていく。

○委員 選挙のポスターを描くにあたっては、概念が難しいところもある。

○委員長 明推協の募集チラシに作成のポイントや過去の受賞作品も掲載されているのであれば、その募集チラシが生徒の手に渡ればよいと思う。

別途、高校生の美術部には、令和6年執行の市長市議選ポスターを描いてもらえように依頼してほしい。

○委員 令和6年執行の市長市議選が11月に執行されるので、応募があった作品の中から優秀な作品を、10月号の広報たんばの表紙に載せれると啓発になると思う。出してもらった作品が日の目を見ることも少ないと思うので、表に出していけば来年の募集にも繋がるかもしれない。

○書記長 広報たんばの表紙への掲載について、市長宛てに選管委員長と明推協会長の連名で、検討をお願いする文書を提出することで進めていく。

○委員 実現するかは分からないが、申入れすることは大事だと思う。

○書記長 選管が発行する選挙広報に、ポスターを掲載することもできると思う。ただし、明推協のポスターは11月の市長市議選用の啓発ポスターではない。

○委員長 中学校で美術の先生の部会があると思うが、校長先生への依頼とは別に、そちらにもポスターの募集依頼に行きたい。美術の先生に依頼できれば、ポスターを描く際に指導もしてもらえと思う。

○書記長 中学校の美術部会の件については、確認する。

○書記 5月の校長会で依頼する際には、依頼文の中に賞のことを紹介したり、過去の受賞作品等が載っている明推協の募集チラシを案内するQRコードや授業でポスターを取扱っていただきたいことを載せていく。

○委員長 一度、依頼文のたたき台を作成して、5月の校長会で依頼するまでに明推協

とこれらの啓発の内容について協議したい。

○書記長 現在の明推協の委員で4月中に会議を開いて、今日の会議で出たことを協議し、5月に校長会で明るい選挙啓発ポスターの募集依頼を行う。

また、5月中旬頃には明推協の自治会推薦委員の交代があるので、交代以降にどこかのタイミングで、市長市議選に向けた新体制での会議を開くことでよいか。

○委員長 そのようなスケジュールで進めていく。

(5) 気象警報の発表に伴う投票所の閉鎖等に関する判断基準について（調査結果）

○委員長 調査結果を見ると、気象警報が発表されても直ちに投票所を閉鎖するわけではないし、市からの不要不急の外出を控えるようにといった防災行政無線が流れても、危険な状態でなければ、投票所は開けることになると思うので、安全に気を付けて来ていただくことになる。

また、投票所を閉鎖するとなれば、県の選管に判断を仰ぐことになるのか。

○書記長 国政選挙や県の選挙であれば、県の選管と連絡を取合うことになると思う。

○委員長 今後に備えて、土砂災害警戒区域に入っている投票所があるのか調べてほしい。土砂災害警戒区域に入っている投票所があって、そのエリアに土砂災害の危険性があるなら、投票所を閉鎖せざるを得ないと思う。

○委員 避難勧告が出たら、投票所を閉鎖することになるのではないか。

○委員長 避難勧告や避難指示は予備的に出されることがあるので、避難勧告や避難指示が投票所を閉鎖する基準になっていないと思う。従って、投票管理者と選管の中で個別具体の状況から判断することになる。

○書記長 投票所の閉鎖は、実際の状況に応じて判断することになるため、閉鎖することになった場合に必要となる事務手続きについては確認する。

5 閉 会

委員長職務代理者

○傍聴人の数・・・0人